

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第18号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(歳入歳出外現金等) 第19条 市の歳入歳出に属さない現金及び一時保管の有価証券は、次の区分により、整理しなければならない。ただし、必要があるときは、細別して整理することができる。 (1) <省略> (2) 保管金 特別徴収の所得税、県民税、市町村民税、都市職員共済組合掛金、各種保険料、生活保護金、農地買取者からの一時保管金、国県の <u>証紙売りさばき代金</u> 、電子証明書発行手数料、 <u>個人番号カードの再交付手数料</u> 、指定金融機関の担保金 (3) <省略> 2 <省略>	(歳入歳出外現金等) 第19条 市の歳入歳出に属さない現金及び一時保管の有価証券は、次の区分により、整理しなければならない。ただし、必要があるときは、細別して整理することができる。 (1) <省略> (2) 保管金 特別徴収の所得税、県民税、市町村民税、都市職員共済組合掛金、各種保険料、生活保護金、農地買取者からの一時保管金、国県の <u>証紙売捌代金</u> 、電子証明書発行手数料、指定金融機関の担保金 (3) <省略> 2 <省略>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年9月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の瀬戸市会計規則第19条第1項第2号の規定により行う個人番号カードの再交付手数料の整理は、施行日以後に整理する保管金について適用し、施行日前に整理した保管金については、なお従前の例による。